

女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人新潟市社会事業協会 行動計画

女性の就業継続を促進し、男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 当協会の課題

- ・管理職労働者に占める女性労働者の割合は高いが施設によって偏りがある。
- ・職種、職員間によって、有給休暇日数の割合に偏りがある

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性管理職の割合を40%以上にする。

<実施期間・取組み内容>

- 令和8年4月～
 - ・女性管理職の比率を把握し、分析する。
 - ・仕事と家庭の両立を進めるための環境整備
 - ・管理職に対する女性部下育成と女性活躍への理解を深める意識啓発を行う。
 - ・毎年行動計画の結果、進捗状況を把握し、次年度も同様の取組みを行う。

目標2：全職員において、年間有給休暇取得10日以上とする。

<実施期間・取組み内容>

- 令和8年4月～
 - ・毎年4月に各自事業の昨年度の有給休暇の取得率を把握し、有給休暇取得率を把握する。
 - ・取得率が低い部署の傾向と分析し、その対応を検討する。

1. 分析

- ① 残業時間の短縮 R6 年度 平均 2.3 時間
年々短くなっており全国平均よりも低い
※厚生労働省では月平均 13.8 時間
- ② 男女の賃金差 R6 年度女性の方が多い
- ③ 男女の採用 R6 年度女性の方が多い
- ④ 女性管理職 R6 年度 36.3%
全国平均より高いが他社会福祉法人では 45%めざしているところもある。
※全国平均 10~11%、3 認定こども園があるため高い
- ⑤ 有給休暇現在平均 R6 年度 平均 12 日
医療福祉業界では少し低め。取得率 60%だが、職種、職員により偏りがある。最低取得日数 5 日ぴったりの職員も多い。
※有給休暇の平均取得日数は、厚生労働省の調査では 10.9 日
医療・福祉業界全体では、平均付与日数が 17.6 日、取得率は 62.1%。
別調査の介護士の有給取得率は 66.8%で、年に 11.0 日

例

- ・退職前にまとめて有給休暇取得
- ・産休前の体調不良、心の病気で長い目の有給休暇取得
- ・育児中の子の看護等
- ・有給を毎年できるだけしっかり取得したい

2. 結果

- ・女性管理職の割合 40%以上を目指す
- ・全職員の有給休暇取得日数 10 日以上とする。